

令和6年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その3)

区 分	件 名	概 要										
<p>◎条例案 総務部</p>	<p>(1件)【議案第 89 号】 三重県県税条例の一部を改正する条例案</p>	<table border="1" data-bbox="746 360 1460 629"> <tr> <td>予 算 案 1 件</td> <td rowspan="5">}</td> <td rowspan="5">議案1件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案 1 件</td> </tr> <tr> <td>その 他 議 案 1 件</td> </tr> <tr> <td>認 定 告 白 1 件</td> </tr> <tr> <td>報 告 出 1 件</td> </tr> <tr> <td>提 計 1 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正等に鑑み、不動産取得税、軽油引取税、法人事業税等についての規定を整備するものである。 (令和6年4月1日(一部令和7年4月1日、令和8年4月1日、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第10号に定める日及び同条第11号に定める日)から施行) (改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 不動産取得税 住宅及び土地に係る税率の特例措置及び宅地評価土地に係る課税標準の特例措置を3年延長する等の改正を行う。 (2) 軽油引取税 課税免除の特例措置を3年延長し、船舶の一部を対象から除外する。 (3) 法人事業税 <ol style="list-style-type: none"> ① 当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人でその払込資本の額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。 ② 払込資本の額が50億円を超える法人等と完全支配関係がある法人のうち、その払込資本の額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。 (4) その他規定を整備する。 	予 算 案 1 件	}	議案1件	条 例 案 1 件	その 他 議 案 1 件	認 定 告 白 1 件	報 告 出 1 件	提 計 1 件		
予 算 案 1 件	}	議案1件										
条 例 案 1 件												
その 他 議 案 1 件												
認 定 告 白 1 件												
報 告 出 1 件												
提 計 1 件												